

## 第 1 回添削問題 解答解説 (通関実務)

[計算問題] - 各問題 6 点 -

### 第 1 問 34,600 円

①修正申告前の関税額

貨物 A 6,323,000 円 (千円未満切捨)  $\times 2.5\% = 158,075$  円

貨物 B 3,463,000 円 (千円未満切捨)  $\times 3.0\% = 103,890$  円

合計額 158,075 円 + 103,890 円 = 261,900 円 (百円未満切捨)・・・①

②修正申告時の関税額

貨物 A 7,345,000 円 (千円未満切捨)  $\times 2.5\% = 183,625$  円

貨物 B 3,763,000 円 (千円未満切捨)  $\times 3.0\% = 112,890$  円

合計額 183,625 円 + 112,890 円 = 296,500 円 (百円未満切捨)・・・②

※したがって、②296,500 円 - ①261,900 円 = 34,600 円が修正申告により納付すべき関税額となる。

### 第 2 問 317,500 円

(第一回目の修正申告)

600,000 円  $\times 10\% = 60,000$  円・・・①

(第二回目の修正申告)

1,800,000 円  $\times 10\% = 180,000$  円・・・②

(2,400,000 円 [累積増差税額の合計] - ※850,000 円 [当初申告額])  $\times 5\%$   
= 77,500 円・・・③

【 ※ 850,000 円 > 500,000 円 】

60,000 円 (①) + 180,000 円 (②) + 77,500 円 (③) = 317,500 円

### 第3問 14,500,000円

- 1 CIF価格は、10,000,000円である。
- 2 イの生産に使用された鋳型に係る費用は、課税価格に算入される (1,000,000 円)。  
ロの組み込まれた部分品に係る費用は、課税価格に算入される (2,500,000 円)。  
ハの技術は本邦で開発されているので、その費用は課税価格には算入されない。
- 3 イの輸入許可後の組立て費用は、課税価格に算入されない。

ロの特許権使用料は、輸入取引の条件となっている場合には、課税価格に算入される。  
(10,000,000円×10%=1,000,000円)

ハの延払金利は、課税価格に算入されない。

10,000,000円 + 1,000,000円 + 2,500,000円 + 1,000,000円 = 14,500,000円

**第4問 3,056,000円**

①セーターの売買契約額 (CIF 価格)	1,500円×2,000枚=3,000,000円
②倉庫保管料	50,000円
③値札代	5,000円
④値札送料	1,000円
合計	<u>3,056,000円</u>

前回、輸入したセーターの不良品に対する損害に対する額は、今回の輸入取引とは、関係がないので、課税価格から控除する必要はない。

また、輸入者Mが自己のために行う販売促進費用は、課税価格に算入しない。

**第5問 2,200,000円**

今回の輸入貨物の課税価格を計算するのであり、購入予定数量に対する課税価格を計算するのではないことに注意する。

$$30,000 \text{ kg} \times 100 \text{ 円/kg} = 3,000,000 \text{ 円}$$

変質による減価があった場合には、減価に相当する額を控除する。

$$3,000,000 \text{ 円} - 800,000 \text{ 円} = \underline{2,200,000 \text{ 円}}$$

**〔択一式・複数選択式〕 - 各問題 6 点 -**

(※複数選択式では、選択した複数の解答のすべてが正解した場合のみ得点)

**第6問 2**

すべて、小売用にした糸であるので、羊毛又は織獣毛製の糸の重量が全重量の 85%以上かどうかにより判断する。この場合、半毛単独の場合、織獣毛単独の場合及びこれらを合わせ 85%以上であれば、第 5109.10 号に該当する糸ということになる。

- 1 羊毛の重量+織獣毛の重量=100%・・・85%以上 ∴該当する。
- 2 羊毛の重量 80% ・・・ 85%未満 ∴該当しない。
- 3 羊毛の重量+織獣毛の重量=85%・・・ 85%以上 ∴該当する。
- 4 羊毛の重量+織獣毛の重量=85%・・・ 85%以上 ∴該当する。
- 5 織獣毛の重量 90% ・・・ 85%以上 ∴該当する。

**第7問 2、3、5**

- 1 事前照会は、文書のほか、口頭やインターネットでも行うことができる、ただし、文書による照会、それに対する回答の場合は、回答に対する再検討のための意見の申出や輸入申告の審査にあたり尊重されない。誤り。
- 2 架空の貨物については、事前照会を行うことができない。正しい。
- 3 輸入申告前の貨物は、事前照会の対象であるが、輸入申告中の貨物は事前照会の対象にならない。正しい。
- 4 事前照会に係る貨物の内容及び回答の内容については、その内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当する場合は、事前照会があっても開示されない。誤り。
- 5 事前照会についての文書の回答のうち、その交付又は送達のあった日（再交付し、又は再送達したものは、その当初の回答書の発出日）から 3 年を経過したものについては、輸入申告書の審査上、尊重されない。正しい。

第8問 1

- 1 正しい。第 11 部（紡織用繊維及びその製品）において、第 50 類から第 55 類まで、第 58.09 項又は第 59.02 項のいずれかに属するとみられる二以上の紡織用繊維からなる物品であって、当該物品を構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがある場合には、当該物品を構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみからなる物品とみなしてその所属を決定する（定率法別表の 11 部注 2（A））。
- 2 誤り。（関税率表第 61 類注 6 附(a)）。第 61.11 項の乳児用の衣類及び衣類附属品とは、身長 86 センチメートル以下の乳児のものとする。
- 3 誤り。（関税率表の解釈に関する通則 1）。物品の所属は、項の規定及びこれに係る部又は類の注の規定に従うこととされている。したがって、類注の規定は、当該類に属することとなる物品のほか、他の類に属することとなる物品についても規定している。
- 4 誤り。（関税率表第 38 類注 1(b)）。化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用するものは、第 38 類ではなく主として第 21 類の調製食料品に分類される。
- 5 誤り。第 61 類（衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。))の衣類について、男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する（第 61 類注 9）。

第9問 1

- 1 帳簿は、その許可の日の属する月の翌月末日の翌日から 7 年間保存しなければならない（関税法 7 条の 9、同法施行令 4 条の 12）。したがって許可の日の翌日からという記述は、誤り。
- 2 関税法第 7 条の 2 第 2 項により、正しい。
- 3 関税法第 7 条の 4 第 1 項により、正しい。
- 4 関税定率法 10 条 1 項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定は特例申告貨物についても適用される。正しい。
- 5 関税法第 7 条の 11 第 2 項により、正しい。

**第 10 問 0**

- 1 誤り。B 国で生まれ、B 国において育てられた、生きている羊は、B 国の原産品であるが、本問の場合、A 国で生まれていることから B 国の原産品にはならない。
- 2 誤り。特惠受益国でない A 国において生産されたオレンジジュースであって、特惠受益国である B 国で瓶詰めされただけのものは、A 国の原産品である。(関税暫定措置法施行令第 26 条 1 項 2 号 同法施行規則第 9 条 1 項 但書)。
- 3 誤り。この場合、非原産品の総重量が当該物品の総重量の 10% 以下の場合、当該非原産品からの加工が実質的な変更を加える加工に該当するか否かは考慮しないものとされている。
- 4 誤り。A 国において、実質的な変更を加える製造により生産された物品は、原則として A 国の原産品である。
- 5 誤り。B 国を経由して本邦に運送された場合でも、B 国において加工、組み立てなどが行われていない場合には、A 国の原産品となる。

申告書作成 第 1 問、第 2 問

## 輸出申告問題 解答

### 第 1 問 輸出申告書作成 解答

(a) ⑫ (b) ② (c) ⑥ (d) ⑭ (e) ⑪

#### 解説

- 1、本邦通貨への換算は、当該輸出貨物に係る輸出申告の日（令和 3 年 9 月 29 日）の属する週の前々週における実勢外国為替相場の平均値（102.00 円/US\$）をもって行う。
- 2、仕入書価格は、DAP 価格であることから、輸出申告価格である FOB 価格へ換算しなければならない。DAP 価格とは、仕向地持込渡条件であり、その費用負担は、輸入地までの輸送費を売手である輸出者が負担することになる。そこで、問題文の「4 のロ」の目的地（輸入港）までの海上運賃及び保険料を控除したものが、FOB 価格となる。これらの費用は、仕入書価格の 10% であることから、下記のとおり 10% を控除したもの、つまり、各品目の仕入書価格に 90% (0.9) を乗じることによって FOB 価格を求めることができる。（詳細は、下記の各品目欄を参照のこと。）

＜DAP 価格を FOB 価格に換算する計算式＞

$$DAP = FOB + 10\% DAP$$

$$FOB = DAP - 10\% DAP$$

$$= 90\% DAP$$

なお、問題文 4 のイは、FOB 価格を構成するものなので控除の対象とならない。

### 3、仕入書における各貨物の分類及び輸出申告価格

#### ・仕入書(1) Fresh carrot juice (Brix 8)

(1) 「ブリックス値が 8 のフレッシュ・キャロットジュース」は、野菜ジュースのその他のものとして「2009.89-000-2」に分類される（選択肢番号：⑫）。

(1) の輸出申告価格：(US \$ 18,000.00 × 0.9) × 102.00 円/US\$ = 1,652,400 円

#### ・仕入書(2) Fresh orange juice (Brix 18)

(2) 「ブリックス値が 18 のフレッシュ・オレンジジュース」は、冷凍していないものとして「2009.12-000-2」に分類される。

(2) の輸出申告価格 (US \$ 1,650.00 × 0.9) × 102.00 円/US\$ = 151,470 円

• **仕入書(3) Fresh pineapple juice (Brix 15)**

(3) 「ブリックス値が 15 のフレッシュ・パイナップルジュース」は、「2009.41-000-1」に分類される。

(3) の輸出申告価格 (US \$ 1,728.00×0.9) ×102.00 円/US\$=158,630.4 円

• **仕入書(4) Fresh lemon juice (Brix 8)**

(4) 「ブリックス値が 8 のフレッシュ・レモンジュース」は、その他のかんきつ類の果実のジュースとして「2009.31-000-4」に分類される (選択肢番号: ⑥)。

(4) の輸出申告価格: (US \$ 2,400.00×0.9) ×102.00 円/US\$=220,320 円

• **仕入書(5) Fresh lime juice (Brix 6)**

(5) 「ブリックス値が 6 のフレッシュ・ライムジュース」は、その他のかんきつ類の果実のジュースとして「2009.31-000-4」に分類される (選択肢番号: ⑥)。

(5) の輸出申告価格: (US \$ 2,700.00×0.9) ×102.00 円/US\$=247,860 円

• **仕入書(6) Fresh lemon and lime juice (Brix 7)**

(6) 「ブリックス値が 7 のフレッシュ・レモン・ライムジュース」は、混合ジュースとして「2009.90-000-1」に分類される (選択肢番号: ④)。

(6) の輸出申告価格: (US \$ 1,800.00×0.9) ×102.00 円/US\$=165,240 円

• **仕入書(7) Fresh tomato juice, the dry weight content of which is 10%**

(7) 「含有物の乾燥重量が全重量の 10%のトマトジュース」は、第 20 類の注 4 の規定により第 20.02 項に属し、調整等をしたトマトのその他のものとして「2002.90-000-1」に分類される (選択肢番号: ②)。

(7) の輸出申告価格: (US \$ 17,940.00×0.9) ×102.00 円/US\$=1,646,892 円

• **仕入書(8) Fresh tomato juice, the dry weight content of which is 5%**

(8) 「含有物の乾燥重量が全重量の 5%のトマトジュース」は、第 20 類注 4 の規定によりトマトジュースとして、「2009.50-000-6」に分類される。

(8) の輸出申告価格 (US \$ 1,800.00×0.9) ×102.00 円/US\$=165,240 円

• **仕入書(9) Mixtures of fresh vegetable juices**

(9) 「フレッシュ混合野菜ジュース」は、混合ジュースとして「2009.90-000-1」に分類される (選択肢番号: ④)。

(9) の輸出申告価格: (US \$ 2,880.00×0.9) ×102.00 円/US\$=264,384 円

4、仕入書(4)と(5)、また(6)と(9)は、それぞれ同一に分類されるので、輸出申告価格は一括した上で、他に分類された貨物の価格の大小判別を行うことに注意する。

(4)+(5)の輸出申告価格：220,320 円+247,860 円=468,180 円

<別解>下記の方法でも求められる。合算貨物について以下同様なので省略する。

(US \$ 2,400.00+US \$ 2,700.00) × 0.9×102.00 円/US\$=468,180 円

(6)+(9)の輸出申告価格：165,240 円+264,384 円=429,624 円

5、仕入書(2)(3)(8)は、問題文 2 より申告価格が **20 万円以下の少額貨物**なのでこれらを一括して一欄にまとめ、さらに、一欄にまとめた品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番号とし、10 桁目を「X」とすることになっている。したがって、統計品目番号は、申告価格の最も大きい (8)「含有物の乾燥重量が全重量の 5%のトマトジュース」となり、その統計品目番号は、10 桁目を X とした「2009.50-000-X」となる (選択肢番号：⑩)。

輸出申告価格は、以上の品番 (2) + (3) + (8) の 3 つの貨物の合計額となる。

輸出申告価格 (2) + (3) + (8) =151,470 円+158,630.4 円+165,240 円  
= 475,340.4 円

6、輸出申告事項登録の統計品目番号は、**価格の大きい順に解答する**。

仕入書 番号	品名	統計品目番号	輸出申告価格	登録 画面欄
(1)	Fresh carrot juice (Brix 8)	2009.89-000-2 (⑫)	1,652,400 円	1
(2)	Fresh orange juice (Brix 18)	2009.12-000-2 (⑪)	151,470 円 (少額貨物)	5
(3)	Fresh pineapple juice (Brix 15)	2009.41-000-1 (⑪)	158,630.4 円 (少額貨物)	5
(4)	Fresh lemon juice (Brix 8)	2009.31-000-4 (⑥)	220,320 円	3
(5)	Fresh lime juice (Brix 6)	2009.31-000-4 (⑥)	247,860 円	3
(6)	Fresh lemon and lime juice (Brix 7)	2009.90-000-1 (⑭)	165,240 円 (少額貨物)	4
(7)	Fresh tomato juice, the dry weight content of which is 10%	2002.90-000-1 (②)	1,646,892 円	2
(8)	Fresh tomato juice, the dry weight content of which is 5%	2009.50-000-6 (⑪)	165,240 円 (少額貨物)	5
(9)	Mixtures of fresh vegetable juices	2009.90-000-1 (⑭)	264,384 円	4

## 合算貨物

仕入書 番号	品名	統計品目番号	輸出申告価格	登録 画面欄
(4)	Fresh lemon juice (Brix 8)	2009.31-000-4 (⑥)	468,180 円	3
(5)	Fresh lime juice (Brix 6)			
(6)	Fresh lemon and lime juice (Brix 7)	2009.90-000-1 (⑭)	429,624 円	4
(9)	Mixtures of fresh vegetable juices			
(2)	Fresh orange juice (Brix 18)	2009.50-000-X (⑪)	475,340.4 円	5
(3)	Fresh pineapple juice (Brix 15)			
(8)	Fresh tomato juice, the dry weight content of which is 5%			

## 輸入申告問題 解答

### 第 2 問 輸入申告書作成

#### 解答

- (a) ⑤      (b) ⑬      (c) ⑥      (d) ⑫      (e) ②  
(f) 922,400    (g) 889,750    (h) 403,550    (i) 223,152    (j) 102,617

#### 解説

1 本邦通貨に換算する場合は、輸入申告年月日が令和 3 年 9 月 8 日であるので、令和 3 年 8 月 22 日から 8 月 28 日までの週間平均値である 115.30 円/US\$を選択する。

2 仕入書における各貨物の分類及び輸入申告価格

・ 仕入書 1 「Curry」

カレーに分類され、「0910.99-200-3」となる。

輸入申告価格：US\$8,000×115.30 円/US\$=922,400 円

・ 仕入書 2 「Black pepper powder」

粉碎した黒こしょうで、こしょう属のペッパーとして分類され、小売用の容器に入れられたものなので、「0904.12-100-2」となる。

輸入申告価格 (US\$7,500×115.30 円/ US\$) + (500bottles×50 円/ bottle) = 889,750 円

・ 仕入書 3 「Turmeric powder」 (少額貨物)

粉碎したうこんで、うこんとして分類され、小売用の容器に入れられていないので、「0910.30-220-1」となる。

輸入申告価格 US\$680×115.30 円/ US\$ = 78,404 円

・ 仕入書 4 「Dried capsicum」

乾燥したとうがらしなので、とうがらし属として分類され、小売用の容器に入れられているので、「0904.20-100-1」となる。

輸入申告価格 (US\$240×115.30 円/ US\$) + (20bottles×50 円/ bottle) = 28,672 円

・ 仕入書 5 「Paprika powder」

粉碎したパプリカ (とうがらし) なので、とうがらし属として分類され、小売用の容器に入れられているので、「0904.20-100-1」となる。

輸入申告価格 (US\$1,600×115.30 円/ US\$) + (200bottles×50 円/ bottle) = 194,480 円

・ 仕入書 6 「Dried thyme powder」 (少額貨物)

粉碎したタイムなので、タイムとして分類され、小売用の容器に入れられていないので、「0910.99-992-4」となる。

輸入申告価格 US\$210×115.30 円/ US\$=24,213 円

・仕入書 7 「**Fresh ginger**」

生鮮のしょうがで、塩水に浸し一時的な保存に適する処理がされているので、「0910.10-100-6」となる。

輸入申告価格 US\$3,500×115.30 円/ US\$=403,550 円

- 3 仕入書 4 と 5 は、同一に分類されるので輸入申告価格は一括した上で、他に分類された貨物の価格の大小判別を行うことに注意する。

輸入申告価格：4 の輸入申告価格+5 の輸入申告価格=28,672 円+194,480 円  
= 223,152 円

- 4 仕入書 3 と仕入書 6 は、それぞれ 20 万円以下の少額貨物なのでこれらを一括して一欄にまとめ、輸入申告価格が最も大きいものの統計品目番号とし、10 桁目を「X」とする。したがって、

統計品目番号は、3. Turmeric powder である「0910.30-220-X」となる。また、登録画面欄は最後の欄（第 5 欄）を選択する。

輸入申告価格：3 の輸入申告価格+6 の輸入申告価格=78,404 円+24,213 円=102,617 円

- 5 輸入申告事項登録の統計品目番号は、**価格の大きい順に解答する。**

登録画面	仕入書番号	品名	統計品目番号	輸入申告価格
1 欄 (a)(f)	1	Curry	0910.99-200-3 (選択肢：⑤)	922,400 円
2 欄 (b)(g)	2	Black pepper powder	0904.12-100-2 (選択肢：⑬)	889,750 円
3 欄 (c)(h)	7	Fresh ginger	0910.10-100-6 (選択肢：⑥)	403,550 円
4 欄 (d)(i)	4 5	Dried capsicum Paprika powder	0904.20-100-1 (選択肢：⑫)	223,152 円
5 欄 (e)(j)	3 6	Turmeric powder Dried thyme powder	0910.30-220-X (選択肢：②)	102,617 円